

税務情報

金融庁 — 過大支払利子税制に関する照会文書の公表

金融庁は6月24日、過大支払利子税制に関し、財務省に制度の趣旨目的等を確認しつつ、国税庁にその取扱いについて照会を行った結果を以下のページにおいて公表しました。

■ [対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）に関する照会文書の公表について](#)

過大支払利子税制（措法66の5の2）は、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止し、日本の課税ベースの侵食を防止するために設けられている制度です。そして過大支払利子税制の対象となる「対象支払利子等の額」（措法66の5の2①）の算定の基礎とされる「支払利子等」には、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」が含まれています（措法66の5の2②二、措令39の13の2②）。

上記のページに掲載されている[照会文書](#)（PDF 426KB）では、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」の意義について、たとえば以下のように整理されています。なお、国税庁より、この照会文書については金融庁の見解のとおりで差し支えないとの回答を得ているとのことです。

【租税特別措置法と OECD/G20 の BEPS プロジェクトの行動 4（利子控除制限ルール）に係る最終報告書との関係】

- 日本の過大支払利子税制は、OECD/G20 の BEPS プロジェクトの行動 4（利子控除制限ルール）に係る最終報告書の勧告を踏まえたものであることから、「支払利子等の額」の範囲は最終報告書に対応しており、また、「支払利子等」に「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」を含めていることは最終報告書の趣旨と整合している。

【「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当する金融取引】

《総論》

- 取引全体の目的や性質から見て金融派生商品取引やヘッジ手段に係る「みなし利子額」と「借入」という企業の資金調達との関係が経済的に密接である場合に、その支払われる「みなし利子額」が、「経済的な性質が支払う利子に

準ずるもの」に該当する。

- たとえば、融資に伴う将来の金利変動リスクをヘッジする目的で締結された金利スワップ契約により支払われる金員は、融資に係る支払利子の金額に直接の影響を与える金利変動に係るリスクの回避を目的とする点で、一般的には資金調達と金利スワップ契約とが経済的に密接な関係にあると評価できることから、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するが、こうした関係が認められない金利スワップについてまで、一律に「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するわけではない。

《留意すべき事項》

- 上記の例は一般論を示したものであり、一連の取引全体を俯瞰したうえで、判断の対象となる取引が実質として資金調達との間で経済的に密接な関係を有するものか否かの検討を通じ、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するかどうかの判断がなされる。
- 「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するか否かは、判断の対象となる取引の経済的な性質に着目して判定される。したがって、たとえば、法人の会計処理において「支払利息」等の勘定科目で計上されているからといって直ちに「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に該当するものではない。
- 経済的な性質に着目する結果、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、消費貸借契約に係る利息を始めとした法的な意味での借入れの利子よりも幅広いものが該当する可能性がある一方で、授受される金員の算定にあたって市中金利を参照する（たとえば、為替の先物相場は直物相場をもとに2通貨間の金利によって決められており、金利の計算要素が含まれる）など、取引の一部において金利の計算要素を考慮することのみをもって、「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」を生じるものと判断されるわけではない。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.